富士見市議会基本条例のイメージ

市民の負託に的確にこたえ、市民の暮らしの向上を目指します

市民と議会の関係

- 市民の定義(第2条)
- ・市民との情報共有(第6条)
- ·議会報告会(第7条)
- ・調査制度の活用(第13条)
- ・議会広報の充実(第16条)

議会及び議員の活動原則

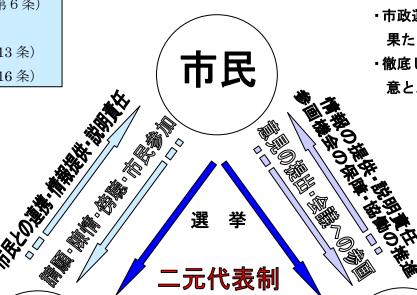
- ·目的(第1条)
- ・議会の活動原則(第3条)
- ・議員の活動原則(第4条)
- ·会派 (第5条)

議会改革

- ・議員間の自由討議(第11条)
- ・調査制度の活用(第13条)

その他の規定

- · 政務調査費 (第 12 条)
- ・議員研修の充実強化(第14条)
- ・議員図書室の充実(第 15 条)
- ・議会事務局の充実(第17条)
- ・議員の政治倫理(第18条)
- ・議員定数 (第 19 条)
- ·議員報酬(第20条)
- · 最高規範性(第 21 条)
- ・見直し手続き (第22条)
- · 委任 (第 23 条)



富士見市議会は・・・

- ・市民の意思が市政に反映されるよう努めます。
- ・市政運営が適正に行われるよう調査と監視機能を 果たします。
- ・徹底した情報公開と市民の議会への参加を促す創 意と工夫に努めます。

市民と市長との関係

※富士見市自治基本条例等で定めています

議会

施策・予算等の提案

政策等の監視・提言

市長

議会と市長等執行機関の関係

- ・議員と市長等執行機関の関係(第8条)
- ・重要な政策等の説明(第9条)
- ・地方自治法第96条第2項の議決事件(第10条)

二元代表制とは・・・

地方自治では、市長と議員は、 市民よって直接選挙されるという 制度をとっています。ともに市民 を代表する市長と議会・議員が緊 張関係を保ちながら、切磋琢磨し つつ市政運営を行っていくもので す。